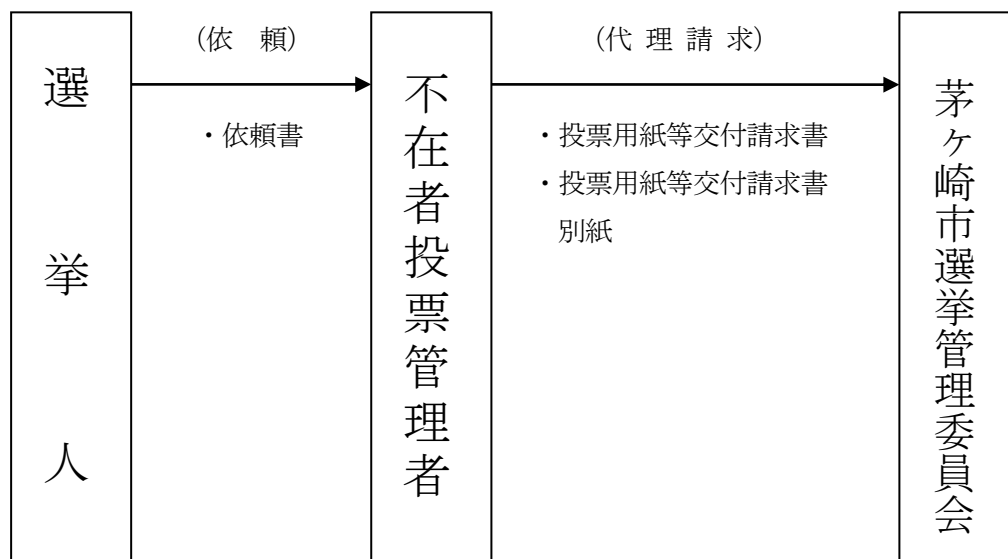


不在者投票事務の方法

●今回行われる市の選挙

- (1) 名 称 茅ヶ崎市長選挙
- (2) 告示日 令和8年10月25日(日)
- (3) 選挙期日 令和8年11月 1日(日)(投票日)
- (4) 投票用紙 茅ヶ崎市長選挙 薄黄色

●「投票用紙等」の請求



- (1) 「投票用紙等」の請求は、選挙期日（投票日）の前日（10月31日）まで可能で、選挙期日の告示日（10月25日）前においても行うことができます。
- (2) 「指定病院等」の長が選挙人に代わって請求する場合、依頼書を選挙人から提出させ保存しておいてください。
- (3) 不在者投票管理者は、不在者投票理由に当たると認定した場合には、投票用紙等交付請求書及び投票用紙等交付請求書別紙に必要事項を記入のうえ、「茅ヶ崎市選挙管理委員会」に対して直接又は郵便等で請求してください。
- (4) 投票用紙等交付請求書別紙の「施設の名称」欄の記入は、施設名称のゴム印を押していただいても結構です。
- (5) 選挙人から請求の依頼がないときは、いかなる場合でも選挙人に代わって請求することはできません。

(裏面につづく)

●投票用紙等の交付

- (1) 「投票用紙等」の交付は、選挙期日の**告示日前日（１０月２４日）**からです。
- (2) 氏名掲示及び選挙公報の発送は、告示日翌日の**１０月２６日**からとなりますので、御注意ください。また、同日に茅ヶ崎市選挙管理委員会のホームページに掲載する予定です。
- (3) **①投票用紙、②不在者投票用封筒（外封筒、内封筒）**を受け取ったら直ちに、選挙人に渡さなければなりません。不在者投票をする期日を定める場合は、その期日まで不在者投票管理者が「投票用紙等」を保管することは、選挙人における保管が困難と判断され、選挙人の了解を得て保管するのであれば差し支えありません。

●不在者投票ができる期間及び時間

選挙期日の告示日の翌日（**１０月２６日**）から選挙期日（投票日）の前日（**１０月３１日**）までの、毎日午前８時３０分から午後５時までです。（市区町村選挙管理委員会において投票ができる時間は、原則午後８時までですが、「指定病院等」において不在者投票が出来る時間は午後５時までですので御注意ください。）

なお、この期間内で不在者投票をする期日を定めることは差し支えありませんが、その特定の日以外に投票したい旨の申出があった場合にこれを拒否することはできません。

●経費の請求

「指定病院等」の長（＝不在者投票管理者）は、所定の手続きが終了した場合は、不在者投票経費（実際に不在者投票をした選挙人１人につき１、２３６円）を請求できます。

今回送付いたしました経費請求書兼委任状に、

- ①不在者投票者氏名等一覧（不在者投票をした選挙人の氏名を御記入ください。）
- ②「投票用紙等の送付について」のコピー（不在者投票を行わなかった選挙人は２本線で抹消し、通数も訂正してください。）

のどちらか１つを添えて、１１月２７日（金）までに下記に提出してください。

経費請求書兼委任状注意事項

- * 請求書の施設の長（院長）の氏名印は不要です。
- * 発行責任者及び発行担当者の氏名、連絡先は必ず記入してください。
- * 必要箇所にフリガナを必ず付してください。
- * 振込先の**金融機関名・支店名・口座名義人・口座番号**は正確に通帳に記載されているとおりに書き込んでください。
- * 訂正の場合は、施設の長（院長）の氏名印を押したうえで、同じ印で訂正してください。**請求金額欄は訂正印での対応はできません。**
- * **委任状の氏名印は必要**です。

●提出先

茅ヶ崎市選挙管理委員会事務局

〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目１番１号 電話 0467-81-7212（直通）